

平成十一年法律第六十号

重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律
(目的)

この法律は、そのまま放置すれば我が国に対する直接の武力攻撃に至るおそれのある事態等我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態(以下「重要影響事態」という。)に際し、合衆国軍隊等に対する後方支援活動等を行うことにより、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約(以下「日米安保条約」という。)の効果的な運用に寄与することを中心とする重要な影響事態に対処する外国との連携を強化し、我が国の平和及び安全の確保に資することを目的とする。

(重要影響事態への対応の基本原則)

第二条 政府は、重要影響事態に際して、適切かつ迅速に、後方支援活動、捜索救助活動、重要影響事態等に際して実施する船舶検査活動に関する法律(平成十二年法律第四十五号)第二条に規定する船舶検査活動(重要影響事態に際して実施するものに限る。以下「船舶検査活動」という。)その他の重要影響事態に対応するため必要な措置(以下「対応措置」という。)を実施し、我が国の平和及び安全の確保に努めるものとする。

3-2 対応措置の実施は、武力による威嚇又は武力の行使に当たるものであつてはならない。

3-2 後方支援活動及び捜索救助活動は、現に戦闘行為(国際的な武力紛争の一環として行われる人を殺傷し又は物を破壊する行為をいう。以下同じ。)が行われている現場では実施しないものとする。ただし、第七条第六項の規定により行われる捜索救助活動については、この限りでない。

4 外国の領域における対応措置については、当該対応措置が行われることについて当該外国(国籍連合の総会又は安全保障理事会の決議に従つて当該外国において施政を行う機関がある場合にあつては、当該機関)の同意がある場合に限り実施するものとする。

5 内閣総理大臣は、対応措置の実施に当たり、第四条第一項に規定する基本計画に基づいて、内閣を代表して行政各部を指揮監督する。

6 関係行政機関の長は、前条の目的を達成するため、対応措置の実施に関し、相互に協力するものとする。

(定義等)

第三条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 合衆国軍隊等 重要影響事態に対処し、日米安保条約の目的の達成に寄与する活動を行うアメリカ合衆国の軍隊及びその他の国際連合憲章の目的の達成に寄与する活動を行う外国の軍隊その他これに類する組織をいう。

二 後方支援活動 合衆国軍隊等に対する物品及び役務の提供、便宜の供与その他の支援措置である。

三 捜索救助活動 重要影響事態において行われた戦闘行為によつて遭難した戦闘参加者についての捜索又は救助を行う活動(救助した者の輸送を含む。)であつて、我が国が実施するものをいう。

四 関係行政機関 次に掲げる機関で政令で定めるものをいう。

イ 内閣府並びに内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第四十九条第一項及び第二項に規定する機関、デジタル庁並びに国家行政組織法(昭和二十三年法律第二百二十号)第三条第二項に規定する機関

ロ 内閣府設置法第四十条及び第五十六条並びに国家行政組織法第八条の三に規定する特別の機関

2 後方支援活動として行う自衛隊に属する物品の提供及び自衛隊による役務の提供(次項後段に規定するものを除く。)は、別表第一に掲げるものとする。

3 捜索救助活動は、自衛隊の部隊等(自衛隊法(昭和二十九年法律第二百六十五号)第八条に規定する部隊等をいう。以下同じ。)が実施するものとする。この場合において、捜索救助活動を行

う自衛隊の部隊等において、その実施に伴い、当該活動に相当する活動を行なう合衆国軍隊等の部隊に対して後方支援活動として行う自衛隊に属する物品の提供及び自衛隊による役務の提供は、別表第二に掲げるものとする。

(基本計画)

第四条 内閣総理大臣は、重要影響事態に際して次に掲げる措置のいずれかを実施することが必要であると認めるときは、当該措置を実施すること及び対応措置に関する基本計画(以下「基本計画」という。)の案につき閣議の決定を求めなければならない。

一 前条第二項の後方支援活動

二 前号に掲げるもののほか、関係行政機関が後方支援活動として実施する措置であつて特に内閣が関与することにより総合的かつ効果的に実施する必要があるもの

三 捜索救助活動

四 船舶検査活動

2 基本計画に定める事項は、次のとおりとする。

一 重要影響事態に関する次に掲げる事項

イ 事態の経緯並びに我が国の平和及び安全に与える影響

ロ 我が国が対応措置を実施することが必要であると認められる理由

二 前号に掲げるもののほか、対応措置の実施に関する基本的な方針

三 前号第一号又は第二号に掲げる後方支援活動を実施する場合における次に掲げる事項

イ 当該後方支援活動に係る基本的事項

ロ 当該後方支援活動の種類及び内容

ハ 当該後方支援活動を実施する区域の範囲及び当該区域の指定に関する事項

イ 当該捜索救助活動を実施する区域の範囲及び当該区域の指定に関する事項

ハ 当該捜索救助活動の実施に伴う前条第三項後段の後方支援活動の実施に関する事項

(当該後方支援活動を実施する区域の範囲及び当該区域の指定に関する事項を含む。)

ニ 当該捜索救助活動又はその実施に伴う前条第三項後段の後方支援活動を自衛隊が外国の領域で実施する場合には、これらの活動を外国の領域で実施する自衛隊の部隊等の規模及び構成並びに装備並びに派遣期間

ホ その他当該後方支援活動の実施に関する重要な事項

イ 当該捜索救助活動に係る基本的事項

ハ 当該捜索救助活動を実施する区域の範囲及び当該区域の指定に関する事項

ニ 当該後方支援活動を実施する場合における重要影響事態等に際して実施する船舶検査活動に関する事項

五 船舶検査活動を実施する場合における重要影響事態等に際して実施する船舶検査活動に関する法律第四条第一項に規定する事項

六 前三号に掲げるもののほか、自衛隊が実施する対応措置のうち重要なものの種類及び内容並びにその実施に関する重要な事項

七 第三号から前号までに掲げるもののほか、関係行政機関が実施する対応措置のうち特に内閣が関与することにより総合的かつ効果的に実施する必要があるものの実施に関する重要な事項

八 対応措置の実施について地方法共同体その他の國以外の者に対する協力を求め又は協力を依頼する場合におけるその協力の種類及び内容並びにその協力に関する重要な事項

九 対応措置の実施のための関係行政機関の連絡調整に関する事項

三 前条第二項の後方支援活動又は捜索救助活動若しくはその実施に伴う同条第三項後段の後方支援活動を外国の領域で実施する場合には、当該外國(第二条第四項に規定する機関がある場合にあつては、当該機関)と協議して、実施する区域の範囲を定めるものとする。

四 第一条及び前項の規定は、基本計画の変更について準用する。

も踏まえ、その事態」と、第二項及び第三項中「現場」とあるのは「宿营地」と、次項中「自衛隊員」とあるのは「自衛隊員（同法第二条第五項に規定する隊員をいう。）」とする。

自衛隊法第九十六条第三項の規定は、第六条第二項の規定により後方支援活動としての自衛隊の役務の提供（我が国の領域外におけるものに限る）の実施を命ぜられ、又は第七条第一項の規定により捜索救助活動（我が国の領域外におけるものに限る）の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官については、自衛隊員以外の者の犯した犯罪に関しては適用しない。

第十二条 この法律に特別の定めがあるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に関する必要な事項は、政令で定める。

この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則
平成二年二月二日法律第六〇号抄

施
行
期
日

次の名号は掲げて規定は当該名号は定めるとから施行する。

一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第

二項
附則(平成二年二月六日法律第一四五号)抄

この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成二八年二月二日法律第二一八号）抄

(施行期日) 二〇一〇年三月三十一日

行する。

施行期日 阿見立所一九年八月八日法律第八〇号

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範
行する。

附 則
(平成二七年九月三〇日法律第七六号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範

行する
附 則
(令和三年五月一九日法律第三六号)
抄

(施行期日) 第二条 本法律は、令和三年七月一日から施行する。

から施行する。

第五十七条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれ(外又等に関する総述抜題)

以下この条及び次条において「旧法令」という」の規定等の処分その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののま

2
この法律の施行の際に旧法令の規定により従前の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定により相当の国の機関に対しされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 この法律の施行前に旧法令の規定により従前の国の機関に対して申請、届出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前に従前の国の機関に対してその手続がされていないものについては、去令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、これを、新去

第五十八条 旧法令の規定により発せられた内閣府設置法第七条第三項の内閣府令又は国家行政組織法第十二条第一項の省令は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定に基づいて発せられた相当の第七条第三項のデジタル庁令又は国家行政組織法第十二条第一項の省令としての効力を有するものとする。

第六十条 附則第十五条、第十六条、第五十一条及び前三条に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

備考	補給	輸送	修理及び整備	内 容
	給水、給油、食事の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供	人員及び物品の輸送、輸送用資材の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供	修理及び整備、修理及び整備用機器並びに部品及び構成品の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供	修理及び整備
業務	傷病者に対する医療、衛生機具の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供	通信設備の利用、通信機器の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供	航空機の離発着及び船舶の出入港に対する支援、積卸作業並びにこれらに類する物品及び役務の提供	通信
基地業務	廃棄物の収集及び処理、給電並びにこれらに類する物品及び役務の提供	宿泊設備の利用、寝具の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供	施設の利用	宿泊
保管	倉庫における一時保管、保管容器の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供	土地又は建物の一時的な利用並びにこれらに類する物品及び役務の提供	訓練業務	保管
の提供	訓練に必要な指導員の派遣、訓練用器材の提供並びにこれらに類する物品及び役務			

二条關係

は、武器の提供を含まないものとする。

種類	内容
補給	給水、給油、食事の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供
輸送	人員及び物品の輸送、輸送用資材の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供
修理及び整備	修理及び整備、修理用機器並びに部品及び構成品の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供
医療	傷病者に対する醫療、衛生器具の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供
通信	通信設備の利用、通信機器の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供
宿泊	宿泊設備の利用、寝具の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供
消毒	消毒、消毒機具の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供
備考	物品の提供には、武器の提供を含まないものとする。